

制定 令和 6 年 4 月 1 日

株式会社 AIST Solutions
AIST-IDEA 使用許諾約款

本約款は、株式会社 AIST Solutions（以下「AISol」といいます。）が提供する AIST-IDEA（以下「IDEA」といいます。）の使用に関する基本事項について定めるものです。

（定義）

第 1 条 IDEA (Inventory Database for Environmental Analysis)とは、ライフサイクルアセスメント (LCA : Life Cycle Assessment) を実施するための国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」といいます。）が開発したライフサイクルインベントリ (LCI) データベースで、統計データ等を使用して作成され、日本の平均的な製造プロセスを反映しているプロセスデータ（入出力データ）とプロセスを遡及計算した結果（原単位データ）とそのデータの作成方法を記述したメタデータ（マニュアル「第 1 部」から「第 3 部」及び付属資料も含む。）で構成されるものをいいます。なお、LCA を実施する計算プログラムは内包していません。

2 「個別データ」とは、IDEA により提供する個別のデータをいいます。

3 「修正データ」とは、個別データに輸送等のデータを加えただけの、元の個別データと意味的に同一なデータ、又は類似したデータをいいます。IDEA から提供するプロセスデータ内の製品・サービス及び電力・エネルギー等を変更しただけのデータや、逆算して IDEA の個別データを推測できるデータも修正データに該当します。

4 「派生データ」とは、個別データを加工、分析、編集、統合等して作成したデータをいい

ます。IDEA の使用者が自身でライフサイクルインベントリ分析やライフサイクル影響評価等、LCA を実施して算出した複数の 1 次データと、複数の IDEA より提供する個別データからなる活動量データを組み合わせた算定結果は派生データに該当します。

5 「IDEA データ」とは、IDEA、個別データ、及び修正データを総称したものをいいます。

6 「使用者」とは、第 2 条に定める使用許諾契約を AISol と締結した者をいいます。

（IDEA 使用許諾契約）

第 2 条 IDEA データの使用許諾契約（以下「使用許諾契約」といいます。）は、IDEA データの使用を希望する者が、AISol に対して使用許諾の申込みをし、AISol が IDEA データの利用にかかるアカウントの発行をした時点で成立します。

2 使用者は、本約款が使用許諾契約の内容となることを理解し、使用許諾契約の締結をもって本約款の定めに従うことを承諾したものとみなします。

3 AISol は、使用許諾契約に基づき、使用者に IDEA データを提供し、付与されたライセンス数の範囲内で非独占的に使用することを許諾します（当該 IDEA データを使用することができる権利を「使用権」といいます。）。なお、1 ライセンスにつき、使用者が申込みの際に申告した「業務内容を一にする組織」（例：課、研究室、チーム）の内部で、3 名までかつ 3 台までのパーソナルコンピュータ等で IDEA データを使用することができます。

4 本約款で明示したものを除き、AISol は IDEA データ及び派生データに関する何らの権限も、使用者に許諾しません。

（IDEA データの使用）

第 3 条 使用者は、AISol の承諾がある場合又

は本約款に規定がある場合を除き、IDEA データの全部又は一部を第三者（使用者の子会社、関連会社を含む。）へ開示、譲渡、貸与をすることはできません。

2 使用者は、AISol の承諾がある場合又は本約款に規定がある場合を除き、使用者以外の第三者からの依頼、委託、受注による IDEA データの提供又は IDEA データを使用した、使用者以外の第三者へのコンサルティング業務その他の商用利用を行うことはできません。

3 使用者は、第 1 項の定めにかかわらず、以下に定める子会社及び孫会社（総称して「子会社等」といいます。）に対して、IDEA データを使用させることができます。

①子会社 総株主の議決権の 100%を使用者が保有する会社（使用者にとっての子会社である。）

②孫会社 総株主の議決権の 100%を当該子会社が保有する会社

4 使用者は、前項に基づく使用をさせる場合、『余剰があっても横流しできない』子会社等の使用に対応した数のライセンスの付与を受ける必要があります。

5 使用者は、第 3 項に基づく使用をさせる場合は、子会社等に対して、本約款に定める内容を遵守させなければなりません。

(IDEA データの提供)

第 4 条 AISol は、使用許諾契約に定める使用料を支払った使用者に対し、使用者との契約内容に基づき選択された IDEA データの日本版 Ver3.1 以降の最新版を含むすべてのバージョンあるいは海外版 Ver3.2 以降の最新版を含むすべてのバージョンを提供します。

2 前項で規定する IDEA データの提供方法は、別途定めるものとします。

(知的財産権等の留保)

第 5 条 使用者は、IDEA データの著作権、ノウハウ等の知的財産権その他一切の権利が産総研に留保されていることを承諾するものとします。

2 使用者は、産総研が IDEA データを維持開発するために、人的資源等、多大な資源を費やしたこと、及びそれらの資源は産総研の貴重な財産であることを認めます。

3 使用者は、派生データの著作権（著作物性が認められる場合）、ノウハウ等の知的財産権その他一切の権利が産総研と共有関係にあること及び産総研及び AISol が当該派生データを自己の研究その他の目的のために利用することを承諾するものとします。

(IDEA 使用料の支払い)

第 6 条 使用者は、IDEA データを使用するにあたり使用料を AISol に支払わなければなりません。使用料の算定は、別表記載のライセンス数別のライセンス価格の通りとします。

2 使用者は、前項に定める使用料を、AISol による請求書の発行日から 60 日以内に、AISol が指定する銀行口座へ送金する方法により支払うものとし、支払を怠ったときは支払期日の翌日から使用料全額の支払いに至るまで年 14.6% の割合による遅延損害金を AISol に対して支払います。

3 一旦納付された使用料について、AISol は使用許諾契約の解約その他理由の如何を問わず、返還しません。

(使用権の範囲)

第 7 条 使用者は、それぞれ次の①から④の場合に限って、IDEA データを使用することができ、その余の使用をすることはできません。

① 使用者内部における資源の効率的活用、スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 等の GHG 排出量等、組織や製品・サービスの環

- 境負荷物質の排出量の把握、排出削減等を目的として LCA を実施する場合
- ② LCA を使用者自身が研究する場合
- ③ AISol が別途定める「IDEA を活用した算定システム開発申請書」(以下「算定システム開発申請書」といいます。) を AISol へ提出し、AISol の承認を得た上で、IDEA データをアップロード、インポート、もしくは IDEA の原単位を手入力することが可能な算定システムを開発する場合(なお、IDEA データの算定システム等への組み込みを行って第三者へ提供することは無償・有償を問わずできません)。
- ④ 算定システム開発申請書を AISol へ提出し、AISol からの算定システムでの IDEA データ使用の承認を得た使用者が開発して有償・無償を問わずに外部に提供している GHG 排出量算定システムや SaaS 等のクラウド型ソフトウェアに、使用者が IDEA データの CSV ファイル等をアップロード、インポートもしくは手入力してそれらのシステムを利用する場合
- 2 使用者は、他の使用者又は AISol が別途指定する者より IDEA データに関する使用許諾を受けた者をコンサルティングの相手方とする場合に限り、IDEA データを使用したコンサルティング業務を行うことができます。
- 3 使用者は、第 1 項の定めに関わらず、AISol の事前許可を得ることを条件に、1 年間あたり 3 個までの修正データを、下記に定める目的に該当する場合に限り、IDEA データの使用権を有しない第三者へ公表することができます。
- ① 国や地方公共団体及び国際機関の認証取得のため
- ② 国や地方公共団体が行っているプロジェクト報告のため
- ③ 学術論文作成のため
ただし、自社製品の営業・マーケティング目的、

サプライチェーン排出量を顧客企業に提示する等商用目的で IDEA データを公表することはできません。

4 使用者は、第 1 項から第 3 項までに定める範囲を超えて IDEA データの使用を希望する場合は、AISol に対して使用方法に関する協議を申し入れることができます。ただし、AISol は、当該使用者に対し、当該使用者が希望する方法での使用を許諾する義務を負うものではありません。

(IDEA データの使用)

第 7 条の 2 使用者は、IDEA データを自己使用の目的に限り使用することができ、その結果を環境報告書等に記載し公表することができます。ただし、IDEA データをそのまま、又は逆算して IDEA データが推測できる算定結果は公表できません。

2 前項に基づいて公表する報告書等においては、算出した環境負荷の一貫性・信頼性を保つために IDEA データを使用して算出した箇所並びに改変を行った箇所及び自己所有のデータを活用した箇所を明記しなければなりません。

(派生データの作成及び使用)

第 7 条の 3

使用者は、派生データを自己使用の目的に限り使用することができ、派生データ又はその結果を環境報告書等に記載し公表することができます。ただし、公表する報告書等においては、算出した環境負荷の一貫性・信頼性を保つために派生データを使用して算出した箇所と改変した箇所及び自己所有のデータを活用した箇所を明記しなければなりません。

2 使用者は、第三者に対する派生データの有償提供、派生データを使用した使用者以外の第三者への有償コンサルティング業務又はその

他の商用利用を行うことができません。

3 使用者は、第1項及び第2項を超える範囲で IDEA の使用を希望する場合は、AISol と協議するものとします。ただし、AISol は、当該使用者に対し使用を許諾する義務を負うものではありません。

(関連発明等)

第8条 使用者は、IDEA データに関する発明、考案、意匠の創作又はノウハウ（以下「発明等」といいます。）を成した場合は、AISol に対し、速やかに書面で通知するものとします。

2 AISol 及び使用者は、前項に規定する報告を AISol が受領した後、速やかにその権利の帰属等の取扱いについて協議するものとし、使用者は、この協議が整わない限り、発明等に関する知的財産権の権利取得手続を行なってはならないものとします。

3 前項に規定する権利の帰属については、発明等に対する貢献度を考慮して AISol と使用者とが協議の上定めるものとします。

4 AISol は、第2項又は第3項に記載の協議において必要に応じて産総研を参加させることができるものとします。

(譲渡の禁止等)

第9条 使用者は、本約款及び使用許諾契約上の自己の地位又はこれらに基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、もしくは移転し、又は第三者の権利の目的としてはなりません。

2 使用者は、合併その他の理由で使用権の移転等の変更をもたらす行為をしようとするときは、事前に書面による AISol の同意を得なければなりません。

(IDEA の非保証・免責)

第10条 AISol 及び産総研は、使用者に対し、IDEA データの性能、機能、品質及び技術上、

経済上、その他に関する一切の不具合について如何なる保証もせず、契約不適合責任を含む一切の責任を負わず、使用者は AISol 及び産総研に対し上記の責任を追及しません。

2 AISol 及び産総研は、IDEA データの正確性、完全性、安全性及び有効性（使用目的への適合性）を保証しないとともに、IDEA データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しません。3 使用者による IDEA、IDEA データ又は派生データの使用により導き出された結果物及びこれらの使用については、AISol 及び産総研は、法律上及び契約上一切の責任を負わず、使用者は AISol 及び産総研に対し上記責任を追及しません。これらに關し、第三者との間で紛争が生じた場合であっても、使用者は、すべて自らの責任と費用負担において解決するものとし、AISol 及び産総研は、当該紛争について一切の責任を負いません。

(使用者の AISol への義務)

第11条 AISol は、必要と認めるときは、使用者に対して本約款の履行状況について報告を求め、必要に応じ指示をすることができ、使用者はこれに従わなければなりません。

2 使用者は、IDEA データの漏えい、喪失、第三者提供、目的外使用等、本約款に違反する IDEA の使用（以下「漏えい等」といいます。）を発見した場合、直ちに AISol にその旨を通知するものとします。

3 使用者の故意又は過失により、漏えい等のおそれが生じた場合、使用者は、自己の費用と責任において、漏えい等の事実の有無を確認し、漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討し、その内容を AISol に報告しなければなりません。

(秘密保持義務)

第12条 使用者は、使用許諾契約及び本約款

の内容のほか、AISol から秘密保持を条件に提供された一切の情報を秘密として扱い、事前の書面による AISol の同意なしに第三者にこれを開示してはなりません。

ただし、次の情報についてはこの限りではありません。

(1) 開示を受ける前に、既に保有している情報

(2) 開示を受ける前に、既に公知又は公用となっている情報

(3) 開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(5) 提供された情報によらずして独自に開発したことが書面にて立証できるもの

2 AISol は、使用者から知り得た技術情報及び営業情報（双方とも秘密情報である旨を明示して開示された情報に限り、当該情報を含む派生データを含みます。）を秘密として扱い、事前の書面による使用者の同意なしに産総研以外の第三者にこれを開示しないものとし、産総研に開示する場合は、AISol と同等の秘密保持義務を負わせます。

ただし、次の情報についてはこの限りではありません。

(1) 開示を受ける前に、既に保有している情報

(2) 開示を受ける前に、既に公知又は公用となっている情報

(3) 開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(5) 提供された情報によらずして独自に開発したことが書面にて立証できるもの

(6) 業務運営上、公開が必要なもの

3 第1項、第2項にかかわらず、AISol 又は

使用者は、裁判所又は行政機関から法令、判決、決定又は命令により開示が要求された場合は、当該裁判所又は行政機関に対し、使用許諾契約の内容及び使用許諾契約に基づき得られた相手方の秘密情報を必要最低限で開示又は提供することができるものとします。

(再委託)

第13条 AISol は、IDEA データの提供に関連する業務（使用者の個人データを取扱う業務も含みます。）の一部を使用者の承諾なく第三者に委託することができます。ただし、その場合、AISol は、責任をもって委託先を管理及び監督するものとします。

(公表)

第14条 AISol 及び使用者は、使用許諾契約締結の事実（相手方名及び IDEA データについての使用許諾の事実）に関しては、相手方の事前承諾を得ずに公表することができるものとします。

2 AISol 及び使用者は、前項を超える使用許諾契約の内容又は相手方の秘密情報を含む情報の公表を希望する場合は、相手方に対し、公表の内容、時期、場所、公表先、その他必要事項を事前に通知し、相手方の事前の承諾を得なければなりません。

(使用許諾契約の有効期間)

第15条 使用許諾契約の有効期間は、第2条第1項に定めるアカウントが発行された日からから1年間とし、使用許諾契約が終了する3か月前から契約終了日までの間に AISol に対し当該契約の延長を申し込み、当該契約にかかる使用料を支払うことにより、当該契約は1年間更新されるものとします。

2 前項により契約を延長する場合において、使用許諾契約に定める契約内容の変更を希望

する場合は、当該契約内容に応じて、使用許諾契約に基づく使用料その他必要な事項が変更されます。

3 使用者が使用許諾契約終了日以降に当該契約の延長の申し込みを行った場合には、その理由を問わず新規の使用許諾契約の申し込みとして取り扱うものとします。

4 IDEA のライセンス数を追加する場合は、別表に記載されたライセンス数に応じて、追加のライセンス数と現在使用しているライセンス数の使用料の差額分を支払う必要があります。なお、追加されたライセンスは、使用許諾契約の締結時又は更新時に付与されたライセンスの使用期間と同時に終了するものとします。

6 使用許諾契約の有効期間中であっても、以下の事由が発生した場合には、その時点で使用許諾契約は終了します。

(1) IDEA の廃止

(2) IDEA の提供中止

(使用権の終了)

第15条の2 使用許諾契約が終了した使用者は、直ちに使用権を喪失します。使用権を喪失した場合であっても、IDEA データを使用して温室効果ガス排出量等（以下「GHG 排出量等」といいます。）の環境負荷物質の排出量を算定する者は、使用許諾契約を AISol と締結する必要があります。

2 使用権を喪失した者が IDEA データを使用した場合には、AISol がその使用の差止めを行うことができ、また当該使用により AISol に生じた損害（当該不正使用にかかる使用料相当額及び弁護士費用を含みますが、これらに限られません。）について、当該使用者に対し賠償請求をすることができるものとします。

(使用許諾契約の解約)

第16条 AISol は、使用許諾契約の有効期間中であっても、使用者が次の（1）又は（3）に該当する場合において、使用者に対して10日以上の期間を定めてその治癒を求め、当該期間内に使用者による治癒がなされないときは治癒期間経過時に、又、（2）及び（4）から（8）までのいずれかに該当する場合は、使用者に対する書面による解約通知が使用者に到達した日をもって使用許諾契約は終了します。

- （1）第7条から第7条の3までに規定する使用権の範囲外で IDEA データを使用したとき
- （2）第12条に規定する秘密保持義務に違反したとき
- （3）（1）、（2）のほか、使用許諾契約のいずれかの規定に違反したとき
- （4）使用許諾契約の実施について、違法な行為をしたとき
- （5）AISol 又は産総研の名誉もしくは信用を著しく損なう行為を行なったとき
- （6）監督官庁から営業停止、営業免許又は営業登録の取消の処分を受けたとき
- （7）手形・小切手の不渡処分、仮差押、仮処分、強制執行を受けたとき
- （8）破産、民事再生手続、特別清算、又は会社更生手続の申立があったとき

2 使用者は、次の各号に該当する場合において、AISol に対し書面による通知をもって使用許諾契約の解約をすることができます。この場合、解約の通知が AISol に到達した日に使用許諾契約は終了します。

- （1）AISol が第12条に規定する秘密保持義務に違反したとき
- （2）使用者が IDEA データの使用を中止したとき

3 AISol は、使用者との使用許諾契約の締結が虚偽の表示その他事実に反する報告に基づいてなされたことを知ったときは、書面による

通知をもって、当該使用者との使用許諾契約の解除をすることができます。

4 使用者が使用料の全額を支払う前に、使用許諾契約が解約又は解除された場合であっても、使用者は、なおも第 6 条第 1 項に定める使用料全額の支払義務を負います。

(使用許諾契約終了後の措置)

第 17 条 使用者は、その理由の如何を問わず使用許諾契約の終了後は、IDEA データを使用してはならず（第三者への開示等本約款において利用許諾契約期間中に禁止される使用態様を含むが、これに限られません。）、AISol が別途指示する方法で、速やかに受領済みの IDEA データ（複製物を含みます。）を全て廃棄又は消去しなければなりません。ただし、派生データの取扱いについては、使用者と AISol で協議して定めるものとします。

2 AISol は、使用者に対し、IDEA が廃棄又は消去されたことを証する書面の提出を求めることができ、使用者はこれに応じなければなりません。

3 AISol 及び使用者は、使用許諾契約終了後速やかに、相手方の指示に従って相手方の秘密情報を返還又は廃棄するものとします。

4 理由の如何を問わず使用許諾契約が終了した場合においても、AISol 及び使用者は、本約款に定める範囲において権利を有し、義務を負うものとします。また、第 8 条及び第 12 条（ただし、秘密情報に IDEA データが含まれる場合は、IDEA データを除く。）は使用許諾契約終了後 3 年間、第 2 条第 2 項、第 5 条、第 6 条第 3 項、第 10 条、第 15 条の 2、第 16 条第 4 項、本条、第 18 条及び第 21 条の規定は、期間の定めなく有効とします。

(損害賠償)

第 18 条 AISol は、使用者が使用許諾契約に

違反したことに起因して損害を被った場合、使用者に対しその損害の賠償を請求できるものとし、かかる請求がなされた場合、使用者は責任をもってその賠償の任にあたるものとします。

(輸出関連法等の遵守)

第 19 条 使用者は、IDEA データについて、外国為替及び外国貿易法及びこれに関する政省令、並びに輸出先国の輸出管理に関する法令及び規則を遵守しなければなりません。

2 前項の規定に違反する行為により生ずるいかなる問題に対しても、AISol は一切の責任を負いません。

(約款の変更)

第 20 条 AISol は、あらかじめ 30 日以上の予告期間を置いて、変更後の本約款の内容を使用者に通知することにより、使用者の事前の承諾を得ることなく、本約款を隨時変更することができるものとします。この場合、本約款が変更された後の IDEA データの提供にかかる条件は、変更後の本約款を適用するものとします。

(裁判管轄・準拠法)

第 21 条 使用許諾契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 使用許諾契約の成立及び効力、並びに使用許諾契約の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

特　記　事　項

(暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約)

第 1 条 AISol 及び使用者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催

告を要せず、使用許諾契約を解約することができます。

- (1) 相手方が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）であるとき、又は相手方の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいいます。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき
- (2) 相手方の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用するなどしているとき
- (3) 相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 AISol 及び使用者は、相手方が自ら又は第三者を使用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、使用許諾契約を解約できるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

（損害賠償）

第3条 AISol 又は使用者は、第1条又は前条の規定により使用許諾契約を解約した場合、これにより相手方（以下この条において「当該相手方」といいます。）に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しません。

2 AISol 又は使用者は、第1条又は前条の規定により使用許諾契約を解約した場合において、自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償しなければなりません。

3 当該相手方が、前項の損害賠償金を損害賠償請求者が指定する合理的期間内に支払わない場合、当該相手方は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延損害金を損害賠償請求者に支払わなければなりません。

（不当介入に関する通報・報告）

第4条 AISol 又は使用者は、使用許諾契約に関する、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとします。

【別表】AIST-IDEA 價格表①（日本版）単位：円

① ライセンス種別

一般企業	下記「社団・財団法人」、「中小企業」、「アカデミー」、「省庁・自治体・NPO」以外の法人又は団体がライセンスを購入する場合。
社団・財団法人	社団法人・財団法人（公益・一般を問わない）及び、ある特定の産業や業種にかかわる企業や、ある特定の業務にかかわる個人を会員として構成される法人又は団体。
中小企業	中小企業基本法で定義される中小企業者及び小規模企業者に該当する法人又は団体（ただし日本の各証券取引所に上場する企業、及び外国法人の子会社として設立している合同会社を除く。）
アカデミー	大学等教育機関及び独立行政法人（国立研究開発法人含む）等の公的機関等の法人又は団体
省庁・自治体・NPO 等	府省庁等日本国政府機関及び地方自治体、環境 NPO 等の環境活動団体、及び論文作成や環境活動で LCA を実施する大学院生、大学生又は中学・高校等の教育関係者

② ライセンス価格（1年間有効 税込金額）

ライセンス数	一般企業	社団・財団法人 中小企業	アカデミー	省庁・自治体 ・NPO 等
1	300,000	150,000	100,000	50,000
2	350,000	200,000	150,000	100,000
3	400,000	250,000	200,000	150,000
4	450,000	300,000	250,000	200,000
5	500,000	350,000	300,000	250,000
10	550,000	400,000	350,000	300,000
20	600,000	450,000	400,000	350,000
40	650,000	500,000	450,000	400,000
70	700,000	550,000	500,000	450,000
100	750,000	600,000	550,000	500,000
200	1,250,000	1,100,000	1,050,000	1,000,000
300	1,750,000	1,600,000	1,550,000	1,500,000
400	2,250,000	2,100,000	2,050,000	2,000,000
500	2,750,000	2,600,000	2,550,000	2,500,000
750	3,750,000	3,600,000	3,550,000	3,500,000
1,000	4,750,000	4,600,000	4,550,000	4,500,000
1,001 以上無制限	5,250,000	5,100,000	5,050,000	5,000,000

※ 使用者の子会社のうち、使用者と同様の資格を有する子会社等は使用者に含まれます。当該子会社等に使用させる場合には、当該子会社等分の必要なライセンス数を申込む必要があります。

※ 追加でライセンスを申し込む場合は、ライセンス数を合算することができます。合算することができる範囲は同一組織内とし、ライセンス数を合算した場合、追加したライセンスの有効期間は、現在使用しているライセンスの使用期間と同時に終了するものとします。

※ 1ライセンスで、業務内容を一にする組織（例：課、研究室、チーム）など3台かつ3名までのパーソナルコンピュータ等で使用できます。

【別表】 AIST-IDEA 價格表②（海外版） 単位：円

注：IDEA 海外版は、日本版の使用許諾契約を行った使用者限定で提供します（海外版のみでの使用許諾契約は行っておりません。）一般企業・中小企業等の区別は行っておらず同一価格となります。

Ver.3.2 海外版の価格は 1 か国の価格と同じです。

※IDEA 海外版ライセンス価格（税込金額）

ライセンス数	1 か国 及び Ver.3.2	全バージョンセット
1	50,000	200,000
2	100,000	400,000
3	150,000	600,000
4	200,000	800,000
5	250,000	1,000,000
10	300,000	1,200,000
20	350,000	1,400,000
40	400,000	1,600,000
70	450,000	1,800,000
100	500,000	2,000,000
200	1,000,000	4,000,000
300	1,500,000	5,000,000
400	2,000,000	5,000,000
500	2,500,000	5,000,000
750	3,500,000	5,000,000
1,000	4,500,000	5,000,000
1,001 以上無制限	5,000,000	5,000,000

※ 全バージョンセットは、海外版 Ver3.2 以降の最新版を含むすべてのバージョンのセットとなります。